

## 都城市議会「意見交換の場」に関する要項

令和2年12月18日  
広報広聴委員会決定

この要項は、都城市議会基本条例（平成25年条例第2号。以下「条例」という。）第8条第5項に規定する市民との意見交換の場（以下「意見交換の場」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 1 基本方針

意見交換の場を、広く市民の意見等を聴取するための広聴活動と位置づけ、市民の意向を把握し、議会及び議員の政策立案能力の強化と政策提案の拡大を図り、議会活動に反映させるため、多様かつ積極的に設けるものとする。

### 2 意見交換の場の種類

#### (1) 意見交換会

意見交換の場として、意見交換会を行うことができる。

#### (2) その他の意見交換の場

その他の意見交換の場を設ける場合は、広報広聴委員会で協議し、議長が決定する。

### 3 意見交換会の開催

#### (1) 市民からの開催の申込等

ア 意見交換会の開催を申し込むことができるのは、次に掲げるものとする。

(ア) 市内に所在する5名以上の市民等（市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。）により構成される団体で、意見交換会に5名以上で参加できるもの。ただし、次に掲げる団体を除く。

- a 暴力団及び暴力団員が役員となっている団体
- b 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体
- c 宗教団体
- d その他議長が適当でないと認める団体

(イ) 都城市議会議員のうち、(ア)に掲げる団体との意見交換を望むもの。

イ 開催を申し込もうとする団体または議員（以下「申込団体等」という）は、意見交換会開催申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、参加予定者名簿を添付した上で、議長に提出しなければならない。

#### (2) 開催日時及び場所

意見交換会の開催日時及び場所は、広報広聴委員会において申込団体等と協議し、議長が決定する。

#### (3) 開催時間

1回あたりの開催時間は1時間30分以内とする。

#### (4) 出席議員

意見交換会に出席する議員（以下「出席議員」という。）は、意見交換会の規模、内容等を考慮し、次に掲げる議員の中から、広報広聴委員会に諮って議長が決定する。

- ア 意見交換会開催申込書に記載されたテーマに関係する常任委員会、特別委員会、議会運営委員会に所属する議員
- イ 広報広聴委員会に所属する議員
- ウ 議長が必要と認める議員

#### (5) 役割分担

意見交換会を開催するに当たっては、次の役割を置くものとし、役割分担は、出席議員の中から広報広聴委員会が決定する。

- ア 全体統括者
- イ 全体司会者
- ウ 全体記録者

#### (6) 開催形式

意見交換会の開催形式については、次の形式例のいずれかを用いるものとする。ただし、その他効果的な形式がある場合は、その形式を採用することを妨げない。

なお、質疑については各議員の責任において答弁するものとする。

##### ア 全体会形式

(ア) 司会者は、全ての参加者が意見を述べられるよう配慮する。

(イ) 記録者は、全体会で出された意見を要点記録する。

##### イ グループ形式

(ア) 参加者を複数のグループに分ける。

(イ) 設定したテーマに沿って、グループ内で意見を出し合う。

(ウ) 各グループに進行役（ファシリテーター）、記録者及び発表者を置く。

(エ) グループ内で意見を出し合う際は、次のことに留意する。

- a 進行役は、参加者からテーマに沿った意見が出るよう配慮しながら進行する。
- b 記録者は、グループで出された意見を要点記録し、全体記録者に提出する。
- c 発表者は、グループで出された意見をまとめ発表する。

#### (7) 資料

意見交換会で配布する資料は、広報広聴委員会又は申込団体等が準備し、事前に議長へ届け出るものとする。

#### (8) 意見交換会終了後の処置

ア 全体記録者は、意見交換会終了後1週間以内に、意見交換会実施報告書（様式第2号、以下「報告書」という。）を作成し、広報広聴委員長に提出するものとし、広報広聴委員長は、提出された報告書の内容を確認の上、受領後1週間以内に議長に提出するものとする。

イ 広報広聴委員長は毎年、全ての意見交換会終了後に、提出された報告書に記載された意見・提言等を整理し、議長に報告する。

ウ 広報広聴委員長は2年に1度、任期終了前に、意見交換会の反省点、改善点について取りまとめ、議長に報告する。

エ 議長に報告した報告書等は、全議員に配布するとともに、市議会ホームページに掲載するものとする。

オ 整理された意見・提言等のうち、各常任委員会が重要と認めることについては、所管事務調査において調査・研究を行い、政策提言につなげることができる。

(9) 広報広聴委員会の役割

意見交換会を開催するにあたっての広報広聴委員会の役割は次のとおりとする。

ア 申込団体等との当日の運営等に関する打ち合わせ

イ 出席議員の決定に係る協議

ウ 意見交換会を運営するにあたっての役割分担の決定

エ 必要に応じた参加者のグループ編成

オ 意見交換会終了後の処置

カ その他意見交換会の運営に必要な事項の協議

(10) 公平性の確保

同一の団体との意見交換会は、公平性の確保のため、前回の開催から原則として1年以内は開催しないこととする。

4 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、広報広聴委員会において協議するものとする。

5 要項の見直し

この要項は、広報広聴委員会において、適宜見直すものとする。



(様式第2号)

## 意見交換会実施報告書

都城市議会議長 あて

令和 年 月 日

都城市議会「意見交換の場」に関する要項3(8)①の規定により、次のとおり報告します。

開催日時	令和 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分					
開催場所						
出席議員						
役割分担	全体 統括者		全体 司会者		全体 記録者	
参加人数	名					
団体名						
テーマ						
意見交換の概要 (主な意見・質問・要望等 及び答弁)						
その他 (今後の課題・感想等)						